

# AI時代の「声」と「肖像」を守る： 法務省検討会が示す新たな法的指針

## 検討会が示す3つの核心（核心的論点）

「声」をパブリシティ権の保護対象として肯定

判例上の「肖像等」に声が含まれるという幅が広がり、声優や俳優の声を「顧客吸引力の源泉」とみなす方向性が示されました。

「人格権」と「財産的利益」の二段構えで整理

経済的価値を守るパブリシティ権だけでなく、人格的な価値を守る「みだりに利用されない権利」の両面から侵害を評価します。

損害賠償と差止請求の具体的ガイドライン化

単なる適性の判断にとどまらず、遺失利益の算定や慰謝料、不当な協賛を止めるための差止請求の要件を実務的に整理します。

## 権利救済への3つの法的ルート

人格権ルート  
(みだりに利用されない権利)

憲法13条に由み、AIによる音聲や声の密度・公衆が「児童贖身」を認める場合に不法行為となります。

パブリシティ権ルート  
(財産的利益)

氏名や肖像が持つ「顧客吸引力」を専ら利用する行為を規制。声の商業的利用がこの対象となります。

不正競争防止法ルート  
(営業上の利益)

周知・著名な表示としての差止めや、なりすまし広告による信用毀損など、ビジネス上の不正を規制します。

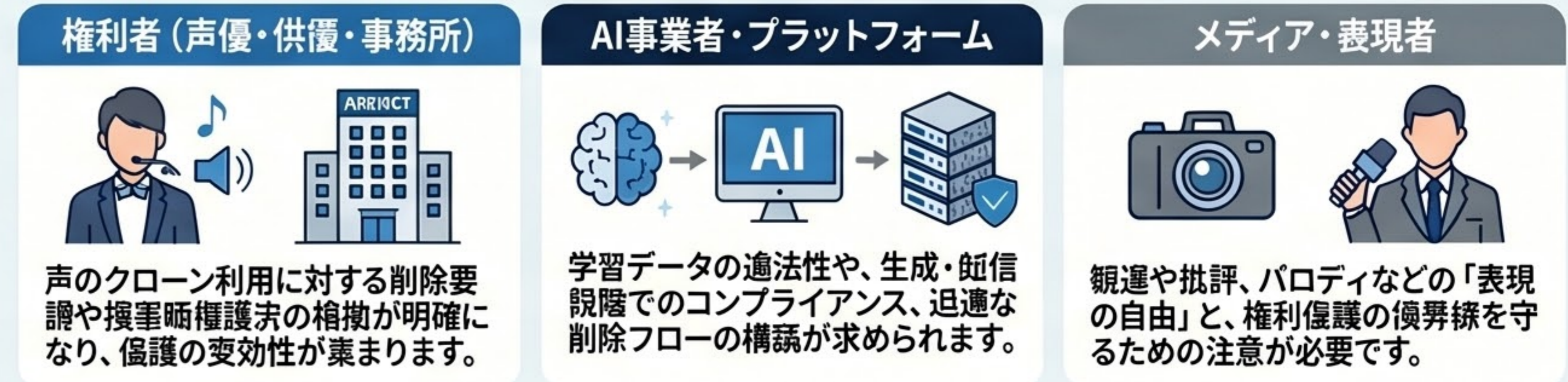
## 基礎となる主要判例と学説の整理

判例名	主要な判断内容	AI時代への影響
京都府学連デモ事件	承認なく容観を撮影されない自由を認めた。	肖像保護の憲法的な基礎。
法廷内写真撮影事件	「受忍限度」による違法性判断テストを提示。	AI生成物の公表が違法かどうかの基準。
ピンク・レディー事件	パブリシティ権を「専ら顧客吸引力の利用目的」に限定。	「声」がこの「肖像等」に含まれるかが最大の焦点。
Enjoy Max事件	パブリシティ権侵害での慰謝料（精神的損害）には差。	損害賠償の範囲（経済的損害 vs 精神的損害）の議論に直結。

## AI学習・生成と配通プロセス



## 利害関係者への影響分析



## 世界の潮流：各国のデジタルレプリカ対策



## 今後のロードマップ (短期・中期・長期)

